

令和 年 月 日

墨田区長 あて

住宅宿泊管理業務に関する証書（条例第 10 条関係）

（届出者）は、墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例第 10 条で規定する業務について下記のとおり実施します。

記

1 業務内容

届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠に常駐し、苦情及び問合せを受けてから 30 分以内に現地に赴き、周辺住民等からの苦情及び問合せについて対応します。

2 届出住宅の所在地

3 1 の業務を行う住宅宿泊事業者の所在地

届出者の氏名（又は法人名称） 所在地